

定款変更ノススメ

各 位

そもそも「定款」には、それぞれの会社の商号や本店所在地、どんな業務を行うか、まさにその会社の根本に関することが記載されています。規定によっては、法律より強い効力を有するものさえあります。

しかし残念ながら、みなさんが「定款」を目にするのは、会社を設立するときだけだと思います。一旦会社ができしまえば、これ以降、本当は会社も定款に従って運営されなければならないにもかかわらず、それがどこにいったかわからないという例も珍しくありません。

他方、時代の流れに対応するため、商法もたびたび改正され、あるいは関連法が施行されています。

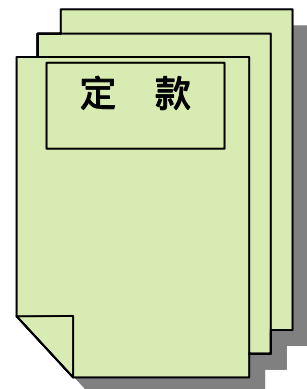
会社設立時に置き忘れられた定款は、設立が古ければ古いほど、時代や法律にそぐわないものとなってゆきます。たとえば、古い定款では規定されている「一株の金額」は現在はありませんし、そもそも、現行の会社法では株券自体が原則として不発行とされています。

ご存知のように、昨年は、これまで頻繁に行われてきた商法改正や関連法を統合した形で、会社法が施行されました。

特に、今回の会社法では、それぞれの会社が定款で自由に決めてよい事項（例えば株券を発行するか否かや、取締役を1名にしたり、監査役を置くのを止めたりとか）が、かなり多く認められました。（このことを定款自治の拡大と呼んでいます。）

折角のこのような機会ですから、時代や法律にそぐわなくなった定款を見直し、貴方の会社にマッチした新しい定款に変更してみてもはいかがでしょうか？

取引先や金融機関の見る目も又違ってくることと思います。



〒105-0004

東京都港区新橋五丁目7番12号

ひのき屋ビル4階

司法書士法人 芝トラスト

代表社員 宮本 敏行

03-3433-3780 fax03-3433-2691